

令和2年横審第34号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

指定海難関係人 b

職 名 モーターボートB操縦者

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官米倉毅出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年1月12日10時55分

桃取水道

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数	0.6トン	
全 長		2.75メートル
登 録 長	6.93メートル	
機 関 の 種 類	電気点火機関	電気点火機関
出 力		1キロワット
漁船法馬力数	30キロワット	

3 事実の経過

Aは、レーダー及びGPSプロッター等の航海計器を搭載せず、採介藻漁業に従事する和船型無蓋のFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、帰航の目的で、船首0.1メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、令和2年1月12日10時35分三重県伊勢市に所在する岸壁を発し、同県和具（答志）漁港の係留地に向かった。

ところで、a受審人は、Aが約10ノットの対水速力で航行すると船首部が浮上し、船尾部右舷側にある物入れの蓋の上に腰を掛けた姿勢で操船に当たると、正船首から左舷側約8度及び右舷側約7度の範囲に死角（以下「船首死角」という。）が生じることを知っており、平素、船首を左右に振るなどして、船首死角を補う見張りを行っていた。

また、a受審人は、平素から桃取水道付近通航中に、同海域周辺に設置された養殖用筏から流出した浮遊物等が多数漂流している状況を確認しており、当日も、三重県答志島南岸沖合に設置されたわかめ養殖筏での作業を終えた後、製作発注品の打合せのために伊勢市内の鉄工所に向かったとき、同水道付近航行中に複数の漂流物を視認していた。

a受審人は、10時49分半僅か前神前灯台から290度（真方位、以下同じ。）1,700メートルの地点で、針路を096度に定め、

10.0ノットの速力（対地速力，以下同じ。）で，手動操舵により船首死角が生じた状態で進行した。

a 受審人は，10時52分少し前神前灯台から300度1,000メートルの地点に至ったとき，正船首僅か左方約1,000メートルのところに釣りをを行っている様子的小型船舶（以下「釣り船」という。）1隻及びその右側約50メートル離れたところに赤色系の物体を視認したものの，同物体を平素と同様の漂流物と認識し，釣り船以外の船舶を認めなかったことから，前路に航行の支障となる船舶がないと判断し，その後船首死角が生じたまま，常時視認可能な釣り船が徐々に左舷側に変位していくことだけを確認しながら続航した。

a 受審人は，10時52分半神前灯台から306度770メートルの地点に達したとき，正船首770メートルのところにBを視認することができ，その後，同船が錨泊中の船舶が掲げる形象物を表示していなかったものの，船首を風上に向けて移動しない様子から錨泊していることが分かり，Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが，依然として前路に航行の支障となる船舶がないものと思い，船首を左右に振るなど，船首死角を補う見張りを十分に行わなかったためこのことに気付かなかった。

a 受審人は，Bを避けることなく続航し，10時55分神前灯台から015度420メートルの地点において，Aは，原針路及び原速力のまま，その船首部がBの右舷船首部に前方から17度の角度で衝突した。

当時，天候は曇りで風はほとんどなく，潮候は下げ潮の中央期にあたり，視界は良好であった。

また，Bは，小型船舶操縦士免許が不必要のミニボートと呼称され，小型船舶の登録及び検査が対象外の船外機を船尾に装備したゴム製モ

一ターボートで、b指定海難関係人が操縦者として1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.10メートル船尾0.35メートルの喫水をもって、同日10時00分鳥羽市所在の神前海岸を発し、三重県神前北方の釣り場に向かった。

b指定海難関係人は、10時30分衝突地点付近の釣り場に到着し、水深約35メートルの海中に船首から重さ約6キログラムの手製の錨を投げ、錨に連結した直径6ミリメートル長さ50メートルの合成繊維製錨索を約40メートル延出して右舷船首部に備えた取っ手に係止したのち、機関を停止し、錨泊中の船舶が掲げる黒色球形形象物を表示しなかったものの、高さ約1.8メートルの竿の先端部分に一辺約30センチメートル四方の赤色の旗を掲げ、船首を西南西方に向けて錨泊を開始した。

b指定海難関係人は、船尾方を向いた姿勢で釣りを開始し、10時52分半衝突地点で、船首が259度を向いていたとき、右舷船首17度770メートルのところにAを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったものの、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

b指定海難関係人は、Aに対して注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに錨泊を続け、Bは、船首が259度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首船底外板に修理を要しない擦過傷を、Bは、左舷船首部に擦過傷などをそれぞれ生じ、b指定海難関係人が約50日の入院加療を要する右骨盤骨折、右多発肋骨骨折等を負った。

(航法の適用)

本件は、海上交通安全法が適用される桃取水道において、航行中のA

と錨泊中のBとが衝突したもので、同法には本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、桃取水道において、係留地に向けて航行中のAが、見張り不十分で、前路で錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかつたことも一因をなすものである。

a 受審人は、桃取水道において、係留地に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、船首を左右に振るなど、船首死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、釣り船1隻と赤色系の物体を視認したとき、同物体を平素と同様の漂流物と認識し、釣り船以外の船舶を認めなかつたことから、依然として前路に航行の支障となる船舶がないものと思い、船首死角を補う見張りを十分に行わなかつた職務上の過失により、前路で錨泊中のBに気付かず、同船を避けないまま進行して衝突を招き、A及びBにそれぞれ損傷を生じさせ、b 指定海難関係人を負傷させるに至つた。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よつて主文のとおり裁決する。

令和4年1月18日

横浜地方海難審判所

審判官 吉 川 弘 一